

# 伊台地区まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、伊台地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及び構成)

第2条 協議会は、地域に根ざした文化と自然が一体となった美しい歴史的風土を大切に活用し、持続的で力強い発展をしながら、人と人とが交流し、安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組むことを目的として、伊台地区の住民により自主運営される自治会及び区、又は伊台地区内に活動拠点を有する団体、その他の組織（以下「各種団体」という。）で構成する。

(活動)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 郷土の歴史、文化及び自然環境等の歴史的風土の保存、継承及び活用に関すること。
- (2) 住民の安全安心の確保及び向上に関すること。
- (3) 住民及び各種団体等の交流及び連携に関すること。
- (4) 各種団体が実施する活動の応援に関すること。
- (5) 持続的で力強い地域力づくりに関すること。
- (6) その他協議会の目的達成に必要なこと。

2 協議会は、政治活動及び布教などの宗教活動は行わない。

(区域)

第4条 協議会の区域は、松山市公民館条例（平成16年条例第3号）別表第1に規定する伊台公民館が活動の対象としている区域とする。

(主たる事務所)

第5条 協議会の主たる事務所は、会長が指定する場所に置く。

## 第2章 委員

(委員)

第6条 協議会は、第2条の目的に賛同する委員で構成する。

2 委員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の区域で構成された各種団体の代表者及び団体の構成者で第7条に規定する入会申し込みを行った者
- (2) 会長の推薦を受け、理事会で承認された者

3 前項第1号に規定する者は、自らが属す各種団体の意向を集約し、協議会の運営に寄与するものとする。

(入会)

第7条 第6条第2項第1号に規定する者が、協議会に入会しようとするときは、理事会が定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 協議会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。ただし、入会に伴い、会の運営に多大な影響が与えられると会長が判断したときは、理事会の承認を得たうえで入会を拒むことができる。

(退会)

第8条 協議会を退会しようとする者は、理事会が定める退会届を提出しなければならない。

### 第3章 役員

(役員の種類)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 15名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、委員の中から選任し、役員は、副会長が事務局長を兼ねる場合を除き、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、事務局を代表する。
- 4 理事は、協議会の運営及び活動に関する業務を行う。
- 5 会計は、出納事務の処理を行う。
- 6 監事は、次の業務を行う。
  - (1) 協議会の会計、資産及び業務の状況を監査すること。
  - (2) 会計の状況について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残留期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合この役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

### 第4章 総会

(総会の種類)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第15条 総会は、委員をもって構成する。

(総会議決事項)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の規約の承認及び変更に関する事項
- (2) 協議会の決算及び事業報告並びに事業計画及び予算の承認に関する事項
- (3) 協議会の役員選任に関する事項
- (4) 松山市地域におけるまちづくり条例(以下「条例」という。)第2条第3項

に規定するまちづくり計画の承認及び変更に関する事項

(5) その他重要事項に関すること。

2 この規約は、総会において総委員の2分の1以上の議決を得なければ変更することができない。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、出席した委員から会長が選任する。

(総会の定足数)

第20条 総会は、総委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第21条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第22条 委員は、総会において各々1箇の表決権を有する。ただし、第6条第2項第2号に定める委員の表決権は、理事会の議決により別に定める。

(総会の書面表決等)

第23条 止む得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第20条及び第21条の規定の適用については、その委員は出席した者とみなす。

(総会の議事録)

第24条 議決を伴う総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印をしなければならない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第25条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本会の加入の承認に関する事項
- (4) 表決権に関する事項
- (5) プロジェクト委員会の設置の承認に関する事項
- (6) 資産の管理及び情報公開に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集等)

第27条 理事会は、会長が招集する。

2 監事を除く役員員の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を通知しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第29条 理事会には、第20条、第21条、第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「委員」とあるのは「監事を除く役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 プロジェクト委員会

(プロジェクト委員会)

第30条 協議会に、協議会が実施する事業ごとに事業の企画立案及び各種団体間の調整を行うプロジェクト委員会(以下「委員会」とする。)を、理事会の承認により設置することができる。

2 構成員は、会長が推薦した者をもって構成する。

3 委員会には、委員長を置く。

4 委員長は、会長が指名する。

5 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第31条 協議会に事務局を設置する。

2 事務局は、協議会の庶務、関係機関との連絡調整等を行う。

(事務局の構成)

第32条 事務局は、事務局長、会計及び会長が指名する者をもって構成する。

## 第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第33条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 補助金及び交付金等の助成金
- (2) 活動に伴う収入
- (3) その他収入

(資産の管理)

第34条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決によりこれを定める。

(経費の支弁)

第35条 協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第36条 協議会の事業計画及び予算は、会長が理事会の審議を経てその案を作成し、総会の承認を得なければならない。また年度途中で予算の一部を変更するときは、理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 協議会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書等として作成し、監事の監査を受け、会計年度終了後3ヶ月以内に総会の議決を受けなければならない。

(会計年度)

第38条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 雑則

(規約の変更)

第39条 規約の変更をおこなったときは、条例第9条に基づき、まちづくり協議会認定内容変更届出書を、松山市に届け出なければならない。

(個人情報の保護)

第40条 協議会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適正な取扱いと保護に努めなければならない。

(情報公開)

第41条 委員から、協議会に関する情報の開示を求められたときは、前条を遵守し、開示の可否を理事会が決定する。

(雑則)

第42条 この規約に定めるものの他必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立時には、その出席者を第15条に規定する委員とみなし、議案の議決を行う。
- 3 この規約は、平成29年6月12日から施行する。